

**あ** けない 出ない  
「帰って下さい」は  
はっきりと

訪問販売には、すぐに扉をあけないでよく確かめて

ぼども良い品物ばかりですよ

帰って下さい

被害にあわないための

**あ い う え お**

**い** りません  
相手にしないで  
電話を切る

電話勧誘には、あいまいな返事をしないで「いりません」とはっきりと

いりません!!

**う** まい話は要注意!  
口車に載せられないように

「今ならお買得」「安くします」「もうかる」に注意して

いまがチャンスです

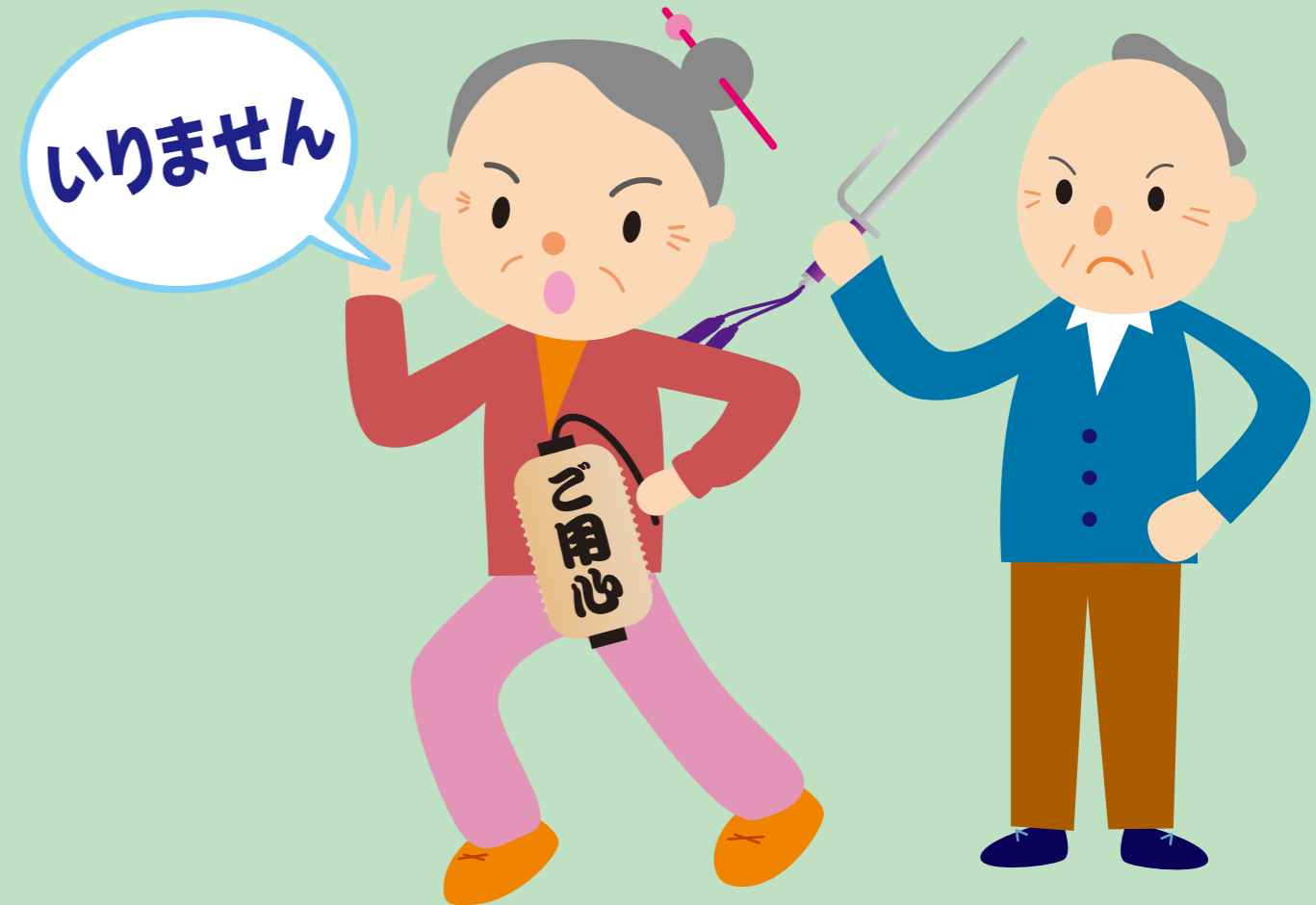
**え** んりよなく  
まわりに相談

高額な買い物はひとりで決めないで家族や信頼できる知人などに相談しましょう

**お** かしいと思ったら  
県または市町村の  
消費生活相談窓口へ

相談窓口

# 悪質商法にご用心



参考:大阪府作成リーフレット「撃退!悪徳商法(シルバー世代編)」より

## 契約してしまったら クーリング・オフ制度の利用

◎クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約したときに一定期間(訪問販売なら8日間)無条件で契約を解除できる制度です。必ず書面で通知します。解除理由はいりません。

◎訪問販売でリフォームの契約をした場合など、工事が終わっていても契約書面を受け取ってから8日以内であれば契約を解除できます。

◎クーリング・オフをすると、契約ははじめからなかったことになり、消費者には一切負担がなく、受け取っている商品の返還も事業者の負担で行われます。サービスを受けていた場合でも対価を支払う必要がありません。

※クーリング・オフ裏面の書き方は、一人で悩まないで、県民生活センターに相談しましょう!!

### 【はがきの書き方】

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇代表者様

住所・電話番号  
契約者氏名

契約解除通知書

① 申込日(または契約日) 〇〇年〇月〇日  
② 商品名(またはサービス名) 〇〇〇〇〇〇〇〇円  
③ 金額 〇〇〇〇〇〇〇円  
④ 会社名 株式会社〇〇〇〇  
⑤ 担当者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇

右記日付の契約を解除します。  
(取払金〇〇〇〇〇〇〇円は至急返金してください)  
〇〇〇〇年〇月〇日

## 山梨県県民生活センター

消費生活相談の受付 TEL:055-235-8455

ふみこんで はしれゴーゴー

所在地 〒400-0035 甲府市飯田一丁目1-20  
利用時間 午前8:30~午後5:00(土・日・祝休日・年末年始を除く)  
ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/kenminskt-c/index.html>

### 地方相談室

TEL:0554-45-5038  
〒402-0054  
都留市田原三丁目3-3  
※利用時間は本所と同じ

